

我孫子市立久寺家中学校 PTA 会則(案)

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は我孫子市立久寺家中学校PTAと称し、事務局を久寺家中学校(〒270-1164 千葉県我孫子市つくし野 171番地)におく。

第2章 目的及び方針

第2条 1) 本会は会員の相互理解につとめ協力して生徒の福祉を増進し会員の教養を高めると共に学校、家庭、地域社会の教育的環境を高めることを目的とする。
2) 本会は一切の宗教的及び政治的活動に関わらない。

第3章 会員

第3条 本会は生徒の父母(保護者を含む)及び教職員をもって組織する。

第4章 役員

第4条 本会に次の役員をおく。但し、副会長1名と会計1名は教職員から選出する。

- 一、会長1名
- 二、副会長3名以上
- 三、書記1名以上
- 四、会計3名以上
- 五、会計監査2名以上

第5条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第6条 役員任務は以下の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、必要に応じて機関を招集することができる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- 3) 書記は本会の記録事務を担当する。
- 4) 会計は本会の会計を処理し、総会において決算報告をする。
- 5) 会計監査は会計の収支経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

第7条 役員選出は候補者を会員から立候補者・推薦者を募り、候補者の選考をし、総会の承認を得る。

第5章 機関

第8条 本会に次の機関をおく。

一、総会、二 役員会、三 グループ(久寺家中サポーター、サークル等)

第9条 1) 総会は年1回開くことを原則とする(ウェブによる総会を含む)。但し、必要がある時は臨時に開くことができる

2) 総会は本会の最高機関であり、次の各号について、審議決定する。

一、事業活動報告 二、決算の承認 三、事業活動計画案の承認

四、予算案の承認 五、役員案の承認 六、会則の改正

七、その他重要事項

尚、総会は委任状を含む会員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。ウェブによる総会は、会員の過半数の回答により成立し、議決は会員の回答の過半数をもって決する。

3) 役員会は第4条第1号から第5号に掲げる役員その他、校長、教頭及び教務主任をもって構成し、本会の活動方針及び計画推進について協議する。

4) グループ(久寺家中サポーター、サークル等)は、会長が必要と認められた時並びに会員から申し出があった場合、役員会に諮り立ち上げることができる。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁される。

第11条 本会の会費は上限月額 200 円とし、各年の会費は予算案とともに総会の承認をもって決定する。但し、特別の事情がある場合は免除する。

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 付則

第13条 本会の運営並びに活動についての細則は、役員会に諮って別に定めることができる。

第14条 本会則の変更は役員会で原案を審議し、総会において決する。

第15条 この会則は、令和3年3月に全面改正され、令和4年4月1日より実施する。

我孫子市立久寺家中学校PTA細則(案)

【1】慶弔規定

第1条 本会の慶弔規定は、会員及び久寺家中生徒に適用し、本会の総意として慶弔の意を表する。

第2条 本会の規定による慶弔金は次の基準による。

1. 本会会員及び会員の配偶者または久寺家中生徒が死亡した場合、弔慰金 10,000円とする。
2. 本会員の教職員の転退職時の記念品は上限5千円とする。
3. 前項の他、会長が必要と認めた時は、その都度役員会において協議決定する。

第3条 慶弔に関する返礼はしない。

【2】グループ(久寺家中サポーター、サークル等)立ち上げに関する規定

第1条 グループの定義

1. 久寺家中サポーターは、校内行事(周年行事、バザー等)及び地域での活動等へのサポートを担う。
2. サークルは、共通の目的を持った会員によって構成する。
3. その他、本会会則の目的及び方針に準ずる活動と認められるもの。

第2条 活動期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの期間内とする。但し、継続は妨げない。

第3条 活動費について

1. 必要に応じて役員会に申請することができる。
2. 活動費の申請があった場合、役員会にて協議決定する。

【3】少年指導員選出に関する規定

第1条 少年指導員は、地域と学校、家庭を繋ぐための活動を担うことを任務とする。

第2条 保護者から1名を選出する。

1. 任期2年(当該年5月より翌々年4月まで)のため、在学1、2年生の保護者に限る。
2. 2年に一度、一定の期間を定め、候補者の立候補及び推薦を受け付ける。

【4】付則

この細則は、令和4年4月1日より実施する。